

## 2 道路占用料を減額する物件及びその減額率

(1) 民営の水道事業に係る占用物件（1(16)に該当するものを除く。） 条例で定める額の 50 パーセント
(2) 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 17 条第 1 項に規定する都市計画として決定された路外駐車場に係る占用 条例で定める額の 75 パーセント
(3) バス停留所標識及びバス待合所 条例で定める額の 50 パーセント
(4) 駐車場（駐車場法第 17 条第 1 項に規定する都市計画として決定された路外駐車場を除く。）及び自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具 条例で定める額の 50 パーセント
(5) 公安委員会の設置する交通信号灯を無償で添架している電気事業者又は認定電気通信事業者の設置する電柱又は電話柱 条例で定める額の 50 パーセント
(6) アークード 条例で定める額の 80 パーセント（積雪の度が特に甚だしい地域及び降灰地域にあつては 90 パーセント） なお、積雪の度が特に甚だしい地域及び降灰地域で道路交通の利便に著しく寄与すると認められるものについては、免除することもできる。
(7) 地下街のく体内に存する公共施設である機械室、洗面所、案内所、無料休憩所、保安要員詰所等 条例で定める額の 50 パーセント
(8) 管路に収容されずにキャブに敷設される同一事業者の複数のケーブルに係る占用料の徴収については、当該キャブシステムの建設負担金の算出に際し、当該複数のケーブルを収容するものとして想定した管路の管径及び管数により算定した額により行うものとする。 （平成元年度以降建設するものから適用する。）

<p>(9) 電気事業者又は電気通信事業法の規定による電気通信事業者が、電気通信設備等の共同収容を利用して、電線を敷設して占用する場合で、当該電線の芯線の一部のみを所有する事業者の占用する共架電線又は地下電線</p> <p>条例で定める額の3分の2</p> <p>「電気通信設備等の共同収容」とは、電線を敷設する場合において、既設の空き管路等の空きスペースを使用するもの、既設の電線の芯線の一部譲渡を受けて使用するもの、又は共用電線を新設してその芯線の一部を使用するものを言うものとする。</p> <p>(平成9年3月14日付け建設省道政発第35号の2建設省道路局路政課長通知「電気通信設備等の共同収容に係る道路占用の取扱いについて」参照)</p>
<p>(10) 工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局</p> <p>条例で定める額の70パーセント</p>
<p>(11) 添加看板及び突出看板のうち裏表二面に表示するもの(両面広告)</p> <p>条例で定める額の30パーセント</p> <p>なお、添加看板のうち巻付看板については、さらに50パーセントを減額する。</p>
<p>(12) 電線共同溝、キャブ等に設ける電線類(「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものに限る。)</p> <p>条例で定める額の20%</p>
<p>(13) (12)と一体不可分なもの(変圧器等の地上機器をいう。)</p> <p>条例で定める額の9分の8</p>
<p>(14) 公益法人が設ける有線テレビジョンの架空道路縦断電線</p> <p>条例で定める額の50パーセント</p>
<p>(15) 災害応急対策施設等(防災拠点自動車駐車場内に設けることができる施設等に限る。)</p> <p>条例で定める額の90パーセント</p>